

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 1 当会社は、株式会社シイエム・シイと称し、英文では、CMC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 1 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報通信技術等を活用した各種サービスの提供
 - ・ 情報の体系化及び構造化業務
 - ・ 業務従事者の暗黙知の可視化及び体系化業務
 - ・ 技術情報・製品情報のデータ分析及び解析業務
 - ・ 生活者の行動データ等の収集、分析及び解析業務
 - ・ コンテンツのソリューション開発、運用及び保守業務
 - ・ プラットフォームの開発、運用及び保守業務
 - ・ 業務標準戦略の立案及び実行支援業務
 - ・ 人財育成戦略の立案及び実行支援業務
 - ・ 販売促進戦略の立案及び実行支援業務
- (2) ソフトウェアの開発、販売、運用及び保守業務
- (3) システムインテグレーション業務及び付随するコンサルティングサービス業務
- (4) ハードウェアの販売及びサービス業務
- (5) 経営コンサルティング業務
- (6) 市場の調査及び分析業務
- (7) 広告物の企画、制作、販売業務及びそれに付随する広告代理業務
- (8) セミナー・イベント・展示会等の運営業務
- (9) 映像の企画及び制作業務
- (10) 印刷、出版業務及び紙製品の製造、販売、物流管理業務
- (11) 通信販売業
- (12) 労働者派遣業務及び有料職業紹介業務
- (13) 不動産の賃貸
- (14) コンビニエンスストアの経営
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 1 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 1 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 1 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 1 当会社の発行可能株式総数は、47,820,000株とする。

(単元株式数)

第7条 1 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 1 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 1 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 1 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議方法)

第14条 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 1 当会社の取締役は、12名以内とする。
2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 1 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第19条 1 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 1 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 1 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2

当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 1 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 1 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除と責任限定契約)

第27条 1 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第29条 1 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(常勤の監査等委員)

第30条 1 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 1 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 1 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第34条 1 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2 未払いの配当金には利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第64期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。
 - この定款に規定のない事項はすべて法令の定めるところによる。
 - 平成 8年 7月11日 改正
 - 平成 9年12月19日 改正
 - 平成13年12月21日 改正
 - 平成14年12月20日 改正
 - 平成18年 8月31日 改正
 - 平成19年12月20日 改正
 - 平成20年 3月14日 改正
 - 平成20年 4月 2日 改正
 - 平成21年12月22日 改正
 - 平成28年12月22日 改正
 - 平成30年 4月 1日 改正
 - 令和 3年10月 1日 改正
 - 令和 4年12月23日 改定
 - 令和 6年 9月 1日 改定
 - 令和 7年 4月 1日 改定
 - 令和 7年12月19日 改定